作成日：　　2012 年 7 月 13 日
改訂日(V.3)：2016 年 3 月 31 日

製品安全データシート

１．製品及び会社情報

製品名：　**ジベレリン協和液剤**
会社名：　日本農薬株式会社
住　所：　〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋ＯＭビル
担当部門：　環境安全部
TEL. 03-6361-1426,　FAX. 03-6361-1451
e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号：(平日)　03-6361-1426（環境安全部）
(休日、夜間)　04-2929-8961（ＡＬＳＯＫ）
用途及び使用上の制限：農薬(植物成長調整剤)、農薬登録以外の使用は不可
ＭＳＤＳ番号：　５１２－２８(Ｍ１２－１９)

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分２
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分２Ｂ

ＧＨＳラベル要素

絵表示



注意喚起語　危険
危険有害性情報　引火性の高い液体および蒸気
眼刺激

注意書き

【安全対策】
- 熱/火花/裸火/高温のものから遠ざけること。- 禁煙。
- 容器を密閉しておくこと。
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 保護手袋/保護メガネ/保護面を着用すること。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。

【応急措置】
- 皮膚にかかった場合；引火を避けるため、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- 火災の場合；消火に粉末、炭酸ガス、水を用いる。
- 眼に入った場合；水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の手当てを受けること。

【保管】
- 換気の良い場所で保管すること。火気のない涼しいところに置くこと。

【廃棄】
- 法、条例等に従って安全に処理すること。または廃棄物処理業者に委託して適切に処理すること。

GHS 分類に該当しないほかの危険有害性　：　第四類引火性液体、アルコール類　危険等級Ⅱ

３．組成，成分情報

単一製品･混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：ジベレリン A_3；2,4a,7-トリヒドロキシ-1-メチル-8-メチレンジベ-3-エン-1,10-ジカルボン酸 1,4a→ラクトン
（一般名　ジベレリン（gibberellin））

成分及び含有量：

成分	含有量	化審法 No.	安衛法 No.	CAS No.
ジベレリン	0.50%	4-785，9-2556		77-06-5
湿展剤（界面活性剤）	0.45%			
着色剤	極微量			
有機溶剤（変性アルコール）	99%	2-202		64-17-5

＊：変性アルコールの番号はエタノールの番号を記載した。
（エタノールは 2016 年 6 月 1 日から安衛法表示･通知対象物）

４．応急措置

吸入した場合：　有効成分による影響はないが、溶媒がエタノールであるため、多量に吸入すると急性アルコール中毒の症状を呈するおそれがあるので、意識混濁や昏睡、呼吸・脈の異常がみられるときは直ちに救急車を呼び、医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合：刺激性・感作性はいずれも陰性であるが、付着部を多量の水でよく洗浄する。

眼に入った場合：　水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合：　速やかに口をすすぎ、異常があれば医師の診断を受けること。有効成分による影響はないが、溶媒がエタノールであるため、多量に摂取すると急性アルコール中毒の症状を呈するおそれがあるので、意識混濁や昏睡、呼吸・脈の異常がみられるときは直ちに救急車を呼び、医師の手当てを受けること。

５．火災時の措置

消火方法：　火元への燃焼源を断ち、風上より粉末、炭酸ガス等の消火器もしくは多量の水で消火する。

消火剤：　粉末、炭酸ガス、水

使ってはならない消火剤：該当なし。

消火を行う者の保護：通常の保護具着用に加え、呼吸用保護具。

６．漏出時の措置

火気厳禁：　付近に火気がないことを確認するとともに、火気の使用を止めるよう要請する。

人体に対する注意事項：呼吸用保護具及び通常の保護具を着用して作業を行う。

保護具及び緊急時措置：状況に応じた保護具、例えば防塵マスク、保護メガネ、保護衣（長袖・長ズボン)、保護手袋等を使用する。

環境に対する注意事項：特に留意する必要はない。

封じ込め及び浄化の方法・機材：多量に漏出させた場合は、容器に回収するか土砂等に吸着させ容器に回収して適切に処理する。漏出した跡は大量の水で洗い流す。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：　裸火・火花禁止。着衣、皮膚、粘膜に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。

局所排気・全体換気：取扱いは換気の良い場所で行う。

注意事項：　可燃性・還元性・強酸化剤から遠ざける。

安全取扱い注意事項：機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保管

適切な保管条件：直射日光をさけ、食品と区別し、小児の手の届かないなるべく低温で乾燥した場所に密閉して保管する。

安全な容器包装材料：ガラスやポリエチレン等を用いた密閉のできる容器

８．暴露防止及び保護措置

設備対策：　取扱い場所の近くに洗眼、手洗い洗面設備を設ける。

保護具：　状況に応じた保護具、例えば防塵マスク、保護メガネ、保護衣（長袖・長ズボン）、保護手袋等を使用する。

９．物理的及び化学的性質

形状：　液体

色：　淡黄色～淡褐色

臭い：　特有の臭いを有する。

pH：　知見なし

融点・凝固点：　-114.1℃（融点）、＜-130℃（凝固点）

沸点：　78.5℃

引火点：　13℃（密閉式）

自然発火温度：　422.78℃

爆発範囲：　下限：3.3vol%、上限：19vol%

蒸気圧：　5731Pa（20℃）

蒸気密度（空気=1）：1.6

比重（密度）：　0.789（20℃/4℃）

溶解性：　水に対して任意の割合で溶解する。

オクタノール/水分配係数：log Kow = -0.31

分解温度：　知見なし

＊:物性値は本剤の 99%以上含有されるエタノールの値を記載した。

１０．安定性及び反応性

熱安定性：　通常の取扱い条件では安定。

危険有害反応可能性:空気中で爆発性過酸化物を生成する事がある。次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニアと徐々に反応し、火災や爆発の危険をもたらす。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。

反応性：　酸化剤と激しく反応し、火災や爆発をもたらす。

避けるべき条件：高温への暴露

混触危険物質：　強酸化剤、次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニア

危険有害な分解生成物：一酸化炭素

１１．有害性情報

急性経口毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♂,♀ ＞ 5000
　　マウス LD_{50} 値(mg/kg)　♂,♀ ＞ 5000
急性経皮毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♂,♀ ＞ 2000
皮膚刺激性：　ウサギ　刺激性なし
眼に対する刺激性：　ウサギ　強度の刺激性　（洗眼により軽減）
　　同 50 倍希釈液（100ppm 液）；刺激性なし
感作性：　モルモット　陰性

１２．環境影響情報

本化合物は植物に内生する化合物で環境に与える影響は少ない。

１３．廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
空容器：空容器は圃場などに放置せず、3 回以上水洗し、適切に処理する。洗浄水は圃場等で使用する。

１４．輸送上の注意

火気厳禁 その他危険物運搬上の一般的取扱いに準じる。容器に異常のないことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国際規制

海上規制情報　：　IMO の規定に従う。
　UN No.　：　1170
　Proper Shipping Name　：　ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or
　　ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)
　Class　：　3
　Packing group　：　Ⅱ
　Marine Pollutant　：　Not applicable

航空規制情報　：　ICAO/IATA の規定に従う。
　UN No.　：　1170
　Proper Shipping Name　：　ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or
　　ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)
　Class　：　3
　Packing group　：　Ⅱ

国内規制

陸上規制情報　：　消防法に従う。
　　緊急時応急指針番号 127

海上規制情報　：　船舶安全法に従う。
　国連番号　：　1170
　品名　：　エタノール又はその溶液（アルコールの含有率が 24 容量%以下の水溶液を除く）
　クラス　：　3
　容器等級　：　Ⅱ
　海洋汚染物質　：　非該当

航空規制情報　：　航空法に従う。
　国連番号　：　1170
　品名　：　エタノール溶液

クラス　　：3
容器等級　　：Ⅱ

１５．適用法令

農薬取締法
労働安全衛生法：危険物・引火性の物（施行令 別表第 1 第 4 号）
表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

表示対象物	2016.5.31 まで (改正法施行前)	2016.6.1 から (改正法施行後)
エタノール	ー	政令番号 61 (対象となる範囲 0.1%以上)

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条 2 の別表第 9）エタノール(政令番号 61)
消防法：危険物第 4 類アルコール類（登録番号 4030-085572)
船舶安全法：引火性液体類（危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1)
航空法：引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

１６．その他の情報

参考文献：製品安全データシート「ジベレリン協和液剤」（協和発酵バイオ株式会社 2011 年 1 月 1 日改訂版）

本データシートの記載内容は、この製品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。